

令和5年8月29日

## 第3回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 3 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 29 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 10 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 11 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画案について
  - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (23名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、  
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主任 山際 賢也、  
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 03 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 3 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 欠席届が議席番号 16 番の千野俊輔委員から提出されております。出席委員は 24 名中 23 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。以上です。

日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 5 番、若井泰志委員、7 番、馬場陽子委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 2、議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。  
広沢係長 ご説明申し上げます。  
差し替えいただいた議案書の 3 から 4 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 10 件でございます。  
1 から 4 番は売買による所有権移転、5 から 8 番は贈与による所有権移転、9 から 10 番は交換による所有権移転であります。  
担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。  
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議長 議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。  
広沢係長 ご説明申し上げます。  
議案書の 6 ページをご覧ください。  
恐れ入りますが、説明の前に、修正をお願いいたします。表の左から

6列目の農地区分が「農振地域」となっております。こちらを「第2種農地」と訂正ください。

今月の事業計画変更承認申請は、寺泊地域1件でございます。

1番、寺泊下桐の田について、住宅建設及び車庫敷地として4条許可を受けていた案件ですが、このたび工事完了予定日、令和5年3月1日から令和5年9月30日までを令和5年9月1日から令和5年12月15日までに変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第4条許可申請の2番とも関連しております。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第10号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第10号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、中之島地域1件、寺泊地域2件、長岡地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において8月22日までに現地確認を実施しております。

1番、赤沼の畑について、事務所、倉庫敷地として利用するものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、赤沼地域内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農

地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、寺泊下桐の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の1番と関連しておりますが、住宅、車庫建築敷地として利用するものです。工期は、令和5年9月1日から令和5年12月15日までの計画です。申請地は、寺泊下桐地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅及び車庫建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、寺泊野積の畑について、物置建築敷地及び通路として利用するものです。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊野積地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農業用施設敷地であることから、例外的に許可できるものであります。

4番、上野町の田について、農家住宅兼農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、上野町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第5条許可申請の11番とも関連しております。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第10号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第11号 農地法第5条の許可申請について

議長

議案第11号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

なお、9番は田中豊委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10から12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、三島地域2件、中之島地域2件、栃尾地域1件、越路地域3件の計11件でございます。

1番、高瀬町の畑について、資材置場として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年9月10日から令和5年11月10日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

2から3番は同一の計画によるものですので、一括して説明させていただきます。2、3番、気比宮の畑及び田について、2番は通路、庭敷地及び車庫建築敷地、3番は通路の拡充及び庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料30、31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、気比宮地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、中条新田の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年10月10日から令和6年3月20日までの計画です。申請地は、中条新田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地である

ため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、平3丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するため売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

6番、西谷の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年9月1日から令和5年10月31日までの計画です。申請地は、西谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

7番、大口の畑について、駐車場敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、大口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

8番、才津南町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和5年9月1日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、才津南町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、飯塚の田について、ガスパイプライン敷設に伴う工事ヤードとして利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和5年9月15日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであ

り、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

10番、朝日の田について、天然ガス輸送導管のつなぎ替え及び廃止工作物撤去ヤードとして利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和5年9月1日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

11番、上野町の畑について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の4番と関連しておりますが、農家住宅兼農作業所建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、上野町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用することから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものとして判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第11号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。



農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは7件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

続いて、議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

表の1行目の所有権の移転については、先ほど説明したものです。

2行目以降の利用権設定・移転、中間管理権設定（公社借入）、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）については、これまで別冊を作成して配付していましたが、今月から取扱件数が少ない月については議案の冊子と一緒に印刷して配付していますので、ご承知おきください。

今月は、利用権の設定・移転で25件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が5件、賃借権移転が17件、使用貸借権移転が3件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分については、このたびは79件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が77件、使用貸借権設定が2件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは57件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が55件、使用貸借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の19ページから48ページにて確認をお願いします。

以上、計161件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第13号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の52ページをご覧ください。

新潟県農林公社が遊休農地解消緊急対策事業のため、遊休農地の所有者から借り受けた農地を草刈り等の簡易な整備を実施した後に、受け手農家へ使用貸借によって貸し付けるものです。

内容については、関原の畑の使用貸借権の設定が2件となっています。

続いて、議案書の54ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは2件の申出があり、内容については、賃借権の移転が2件となっています。これらの案件につきましては、以前開催された農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規

定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長                    それでは、これより審議に入ります。  
                          ただいまの説明に質問、意見はありませんか。  
                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                    質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
                          議案第13号 農用地利用集積等促進計画案について、ご異議ありませんか。  
                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしの声が聞こえます。  
                          異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3              報告第2号 農地法の届出通知等について

議長                    日程第3、報告第2号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。  
                          事務局の報告を求めます。

広沢係長              農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

                          4条の届出について8件を56、57ページに、5条の届出について24件を58から63ページに、農地法の適用を受けない事実確認11件を64から66ページに、18条合意解約について12件を67から70ページに、利用権の解約について29件を71から75ページに、中間管理権の解約について17件を76から78ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

                          以上であります。

議長                    報告事項でございます。  
                          以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。  
                          これをもちまして第3回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時32分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年8月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美																		
3	出	椎澤 哲也	15	出	西巻 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	欠	千野 俊輔																		
5	出	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	出	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	出	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	出	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>若井 泰志</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>馬場 陽子</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	若井 泰志	委員	計		24	人	馬場 陽子	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	若井 泰志	委員																		
計		24	人	馬場 陽子	委員																		